

令和 7 年 度 施 工

工 事 説 明 書

工事名 平岸第1幹線整備工事(耐震化)美園・平岸工区 工0003

令和 7年 3月 単価適用

札幌市 水道局 給水部 工事課

のを使用するものとする。

- (2) 受注者は、管工事仕様書（4・2・2 試掘）に準拠し作成した試掘結果に基づいて配管計画書（配管詳細図及び材料集計表）を作成し監督員に提出し、確認を受けなければならない。なお、配管計画にあたっては、使用材料（切り管の残管）の再使用に努めること。
- (3) 受注者は、工事の進捗に合わせて材料に過不足が生じないように、その責任において調達すること。なお、材料の調達にあたっては、管工事仕様書に準拠し、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を「水道施設工事材料検査（確認）願」（別紙様式-5）により事前に監督員に提出し、検査（確認を含む）を受けなければならない。
- (4) 受注者は、管工事仕様書に準拠し、監督員の材料検査を受け、合格したものをを使用すること。なお、材料は検査に支障を生じないように保管管理しなければならない。
- (5) 受注者は、材料検査に合格した材料が使用時に損傷又は変質している場合は、新品と取り替え、再び材料検査を受けること。
- (6) 受注者は、材料の使用に当っては、材料受払簿（管工事仕様書様式-20）に記載して、使用状況及び残材料の数量を明確にし、監督員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、配管完了後速やかに提出しなければならない。

15. 資材等の仮置場の設置について

住居系地域での「土石及び建設用資材の積み込み・積み下ろし」および「建設用資材の運搬車両及び建設用重機の移動」などの作業（建設工事現場において当該建設工事に伴って行われる作業を除く）を3か月以上行う場合は、「札幌市生活環境の確保に関する条例」第68条により、敷地境界における騒音の基準が適用されるので、遵守すること。また、仮置場を設置する際には、事前に位置や周辺状況などを監督員に報告し、確認を受けること。

16. 汚泥排出について

- (1) 当工事から発生する建設汚泥は「17. 建設副産物」のリサイクル施設へ搬入する。
- (2) 汚泥の搬出に先立ち別表2及び別表3に示す溶出及び含有試験を行い基準に適合することを確認し、リサイクル施設へ搬入する際には結果データを提示すること。試験結果を得るための時間的余裕がない場合等は、取り扱いについて監督員と協議すること。
- (3) 搬出時期・搬出量等については、処理業者と事前の協議を行い計画的に搬出すること。また、施工計画書に明記すること。

- (4) 試験回数は、4回とする。

試験回数の訂正

17. 建設副産物（建設発生土・建設廃棄物）

建設副産物の処理施設及び条件は下記のとおりとする。なお、変更が生じた場合は札幌市水道局建設工事請負契約約款第18条に基づき、直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

施設の所在地は、札幌市土木工事積算要領及び資料（I 第18章 建設副産物⑨産業廃棄物及び建設副産物処理一覧表）を参照すること。

また、令和8年度以降の処理場については、変更となる可能性があるため、その際には改めて監督員と協議すること。

建設発生土、1次処理土

| | |
|------|-----------------|
| 施設名称 | 山本処理場（山本北B地区） |
| 所在地 | 厚別区厚別町山本 2464-1 |

のを使用するものとする。

- (2) 受注者は、管工事仕様書（4・2・2 試掘）に準拠し作成した試掘結果に基づいて配管計画書（配管詳細図及び材料集計表）を作成し監督員に提出し、確認を受けなければならない。なお、配管計画にあたっては、使用材料（切り管の残管）の再使用に努めること。
- (3) 受注者は、工事の進捗に合わせて材料に過不足が生じないように、その責任において調達すること。なお、材料の調達にあたっては、管工事仕様書に準拠し、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を「水道施設工事材料検査（確認）願」（別紙様式-5）により事前に監督員に提出し、検査（確認を含む）を受けなければならない。
- (4) 受注者は、管工事仕様書に準拠し、監督員の材料検査を受け、合格したものを使用すること。なお、材料は検査に支障を生じないように保管管理しなければならない。
- (5) 受注者は、材料検査に合格した材料が使用時に損傷又は変質している場合は、新品と取り替え、再び材料検査を受けること。
- (6) 受注者は、材料の使用に当っては、材料受払簿（管工事仕様書様式-20）に記載して、使用状況及び残材料の数量を明確にし、監督員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、配管完了後速やかに提出しなければならない。

15. 資材等の仮置場の設置について

住居系地域での「土石及び建設用資材の積み込み・積み下ろし」および「建設用資材の運搬車両及び建設用重機の移動」などの作業（建設工事現場において当該建設工事に伴って行われる作業を除く）を3か月以上行う場合は、「札幌市生活環境の確保に関する条例」第68条により、敷地境界における騒音の基準が適用されるので、遵守すること。また、仮置場を設置する際には、事前に位置や周辺状況などを監督員に報告し、確認を受けること。

16. 汚泥排出について

- (1) 当工事から発生する建設汚泥は「17. 建設副産物」のリサイクル施設へ搬入する。
- (2) 汚泥の搬出に先立ち別表2及び別表3に示す溶出及び含有試験を行い基準に適合することを確認し、リサイクル施設へ搬入する際には結果データを提示すること。試験結果を得るための時間的余裕がない場合等は、取り扱いについて監督員と協議すること。
- (3) 搬出時期・搬出量等については、処理業者と事前の協議を行い計画的に搬出すること。また、施工計画書に明記すること。

(4) 試験回数は、1回とする。

17. 建設副産物（建設発生土・建設廃棄物）

建設副産物の処理施設及び条件は下記のとおりとする。なお、変更が生じた場合は札幌市水道局建設工事請負契約約款第18条に基づき、直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

施設の所在地は、札幌市土木工事積算要領及び資料（I 第18章 建設副産物⑨産業廃棄物及び建設副産物処理一覧表）を参照すること。

また、令和8年度以降の処理場については、変更となる可能性があるため、その際には改めて監督員と協議すること。

建設発生土、1次処理土

| | |
|------|-----------------|
| 施設名称 | 山本処理場（山本北B地区） |
| 所在地 | 厚別区厚別町山本 2464-1 |